

占用料単価改正(別表)

法第32条第1項第1号に掲げる工作物	占用物件		単位	地目	物件区分	占用料		
						所在地		
						第一級地	第二級地	第三級地
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱		1本につき1年	平均地	定額	670円	570円	530円
	第2種電柱					1000円	880円	810円
	第3種電柱					1,400円	1,200円	1,100円
	第1種電話柱					600円	510円	470円
	第2種電話柱					960円	820円	750円
	第3種電話柱					1,300円	1,100円	1,000円
	その他の柱類					60円	51円	47円
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1mにつき1年			6円	5円	5円
	地下に設ける電線その他の線類					4円	3円	3円
	路上に設ける変圧器		1個につき1年			590円	500円	460円
	地下に設ける変圧器		占用面積1㎡につき1年			360円	310円	280円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年			1,200円	1,000円	940円
	郵便差出箱及び信書便差出箱					500円	430円	390円
広告塔		表示面積1㎡につき1年	商業地	1,900円	900円	580円		
その他のもの		占用面積1㎡につき1年		1,200円	1,000円	940円		
法第32条第1項第2号に掲げる工作物	外径が0.07m未満のもの		長さ1mにつき1年	平均地	定額	25円	22円	20円
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの					36円	31円	28円
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの					54円	46円	42円
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの					72円	61円	56円
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの					110円	92円	85円
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの					140円	120円	110円
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの					250円	220円	200円
	外径が0.7m以上1m未満のもの					360円	310円	280円
	外径が1m以上のもの					720円	610円	560円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設						1,200円	1,000円	940円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1㎡につき1年	時価	定率	Aに0.004を乗じて得た額		
		階数が2のもの				Aに0.006を乗じて得た額		
		階数が3以上のもの				Aに0.008を乗じて得た額		
	上空に設ける通路		商業地	950円	450円	290円		
	地下に設ける通路			570円	270円	180円		
その他のもの		平均地	1,200円	1,000円	940円			
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1㎡につき1日	商業地	定額	19円	9円	6円
	その他のもの		占用面積1㎡につき1月			190円	90円	58円

占有物件			単位	地目	物件区分	占有料			
						所在地			
						第一級地	第二級地	第三級地	
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	商業地	定額	190円	90円	58円	
		その他のもの	表示面積1㎡につき1年			1,900円	900円	580円	
	標識		1本につき1年	平均地		960円	820円	750円	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	商業地		19円	9円	6円	
		その他のもの	1本につき1月			190円	90円	58円	
	幕（第7条第4号に掲げる工事用施設であることを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	商業地		19円	9円	6円	
		その他のもの	その面積1㎡につき1月			190円	90円	58円	
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	商業地		1,900円	900円	580円	
		その他のもの				950円	450円	290円	
	令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1㎡につき1年			1,200円	1,000円	940円
	令第7条第3号に掲げる施設						Aに0.034を乗じて得た額		
	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1㎡につき1月		平均地	190円	90円	58円
	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設						120円	100円	94円
	令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの				時価	定率	Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額
上空に設けるもの		Aに0.018を乗じて得た額							
地下（トンネルの上の地下を除く。）に設		階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額						
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額						
		階数が3以上のもの	Aに0.008を乗じて得た額						
その他のもの		Aに0.026を乗じて得た額							
令第7条第9号に掲げる施設	建築物					Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額	
	その他のもの					Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額	
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		占有面積1㎡につき1年			Aに0.024を乗じて得た額			
	その他のもの					Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額	
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの					Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額	
	上空に設けるもの					Aに0.024を乗じて得た額			
	その他のもの					Aに0.034を乗じて得た額			
令第7条第12号に掲げる器具					Aに0.026を乗じて得た額				
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの					Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額	
	上空に設けるもの					Aに0.024を乗じて得た額			
	その他のもの					Aに0.034を乗じて得た額			
令第7条第14号に掲げる施設					Aに0.034を乗じて得た額				

備考

一 この表において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

イ 第一種電柱 電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち三条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。ロ及びハにおいて同じ。)を支持するものをいう。

ロ 第二種電柱 電柱のうち四条又は五条の電線を支持するものをいう。

ハ 第三種電柱 電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいう。

ニ 第一種電話柱 電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち三条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。ホ及びヘにおいて同じ。)を支持するものをいう。

ホ 第二種電話柱 電話柱のうち四条又は五条の電線を支持するものをいう。

ヘ 第三種電話柱 電話柱のうち六条以上の電線を支持するものをいう。

ト 共架電線 電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。

チ 表示面積 広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。

二 占用物件の所在地の区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に占用物件の所在地の区分に変更があった場合は、同日におけるその区分による。

イ 第一級地 青森市及び八戸市の区域をいう。

ロ 第二級地 弘前市、黒石市、五所川原市、三沢市、むつ市、藤崎町、田舎館村、野辺地町、及びおいらせ町の区域をいう。

ハ 第三級地 市町村の区域で第一級地及び第二級地以外のものをいう。

三 Aは、近傍類似の土地(政令第七条第八号に掲げる施設のうち同号に規定する特定連結路附属地に設けるもの及び同条第十三号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)の時価を表す。

四 占用料が年額で定められているものについて、占用期間(占用期間が二年度以上にわたるときは、各年度の占用期間とする。以下この号及び次号において同じ。)が一年に満たないとき、又は占用期間に一年に満たない端数があるときは、その全期間又は端数部分について月割りで計算する。この場合において、一月未満の日数は、一月とする。

五 占用料が月額で定められているものについて、占用期間が一月に満たないときはその全期間について日割りで計算し、占用期間に一月に満たない端数があるときはその端数部分について一月として計算する。

六 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積が0.0一平方メートルに満たないとき、又は表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積に0.0一平方メートルに満たない端数があるときは、その総面積又は端数部分を切り捨てて計算する。

七 占用物件の延長が0.0一メートルに満たないとき、又は占用物件の延長に0.0一メートルに満たない端数があるときは、その総延長又は端数部分を切り捨てて計算する。

八 占用期間が一月に満たない場合の占用料の額は、表の規定により算出した額に百分の百十を乗じて得た額とする。

九 一件の占用料の額が百円に満たない場合の占用料の額は、百円とする。ただし、一件の占用料の額が一円に満たない場合の占用料の額は、零円とする。